

基本契約書

発行日 2024年10月7日

第1章 原則

適用範囲	第1条	基本契約(以下「本契約という。」)は、株式会社丸末(以下甲という)の本社及び各事業所の調達部門から受注者(以下乙という)に対し発注されたすべての目的物(工事施工、資材、商品の調達)の具体的取引の契約に適用される。
本契約の目的	第2条	甲及び乙は、甲乙間の取引が相互の信頼にその基礎を置くものであることを認識し、信義に則り、誠実に契約を履行し、甲乙間に公正な取引関係を続けることを目的として本契約を締結する。

第2章 工事施工

監督及び施工	第3条	(1)乙は本契約と設計図及び仕様書に基づき、甲の指示に従って責任をもって施工する。 (2)工事の施工が設計図及び仕様書に適合しない場合は、乙は速やかに甲に報告し、甲の指示に従う。
権利義務の譲渡	第4条	(1)双方の書面による承諾を得なければ、本契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは承諾させてはならない。 (2)双方は予め書面による承諾を得なければ本契約の目的物及び納入した工事材料を搬出し、もしくは貸与又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。
委任及び一括 下請の禁止	第5条	乙は甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は一部を一括して第三者に委任もしくは下請させてはならない。
工事の中止及び 工事の変更	第6条	(1)甲は必要によって乙に対し、工事の追加もしくは変更又は工事の全部もしくは一部の施工を一時中止させることができる。 この場合において、必要と認められるときは甲乙協議して工期又は請負金額を変更する。 (2)乙は、天災、不可抗力その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅延なくその理由を明らかにし、通知する。この場合において必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を延長する。 (3)前項により、工期を延長する場合において、必要があると認められるときは甲乙協議して請負金額を変更する。
契約の解除	第7条	(1)甲は次の各号のいずれかにあたる場合、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。 a 正当な理由なく、乙が着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。 b 工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、工事を完成する見込みがないと認められるとき。 c 前各号の揚げる場合のほか、この契約に違反したとき。 (2)甲は次の各号のいずれかにあたる場合、直ちに本契約を解除することができる。 a 乙が本契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。 b 資金不足による手形又は小切手の不渡りを出す等、乙が支払いを停止する等により、乙が工事を続行できないおそれがあると認められるとき。 c 前各号の揚げる場合のほか、この契約に違反したとき。 (3)本契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲乙間で協議して定める。
損害の負担	第8条	工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料及び建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害は乙の負担とする。但し、その損害のうち、甲の責に帰する事由によるときはこの限りではない。
第三者の損害	第9条	施工のため第三者の生命身体に危険を及ぼし、財産等に損害を与えたときは、すべての乙の負担とし、乙の費用をもって処理解決しなければならない。但し、甲の責に帰する事由によるときはこの限りではない。
契約不適合	第10条	(1)甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質や数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。 その履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りではない。 (2)前項により、甲が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がない場合は、甲の責に帰する事由に起因する場合を除き、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求する。 (3)第1項により、甲又は第三者が被った損害については、甲の責に帰する事由に起因する場合を除き、乙はその損害を賠償しなければならない。
代理人及び使用人	第11条	(1)乙は甲の指示あるときは、あらかじめ甲の承諾を得て代理人を置かなければならない。 (2)甲は乙の代理人及び使用人について、不適当と認めたときは、乙はその者を一切使用してはならない。 (3)乙は業務の履行につき用いた代理人及び使用人による業務上の行為について一切の責任を負う。
検査及び引渡し	第12条	(1)乙が工事を完成したときは、仕様書に合致しているか否かの検査を求め、乙の立会の下、甲の検査を受けて引渡しを行う。 (2)検査に合格しないときは甲の指定する期間内に、乙の負担において補修又は改造し、甲の再検査を受けなければならない。
支払方法及び時期	第13条	(1)本契約に基づく支払方法および時期については、注文書・注文請書に定めるところによる。 (2)甲は、やむを得ない場合には注文書・注文請書の定めに関わらず、乙の同意を得て支払方法及び時期を変更することができる。 (3)乙は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料等に相応する請負代金相当額の十分の九以内の額について注文書・注文請書に定めるところにより、その部分払を甲に請求することができる。
違約金	第14条	乙は工期内に竣工しないときは、遅延日数1日につき契約金額に基づき契約金額の1000分の1の割合で違約金を支払う。 但し、甲の責に帰する事由によるときはこの限りではない。
安全及び衛生 労災保険	第15条 第16条	乙は常に労働災害及び火災の防止と衛生に注意し、作業能率の向上に努めなければならない。 (1)労働者災害補償保険法第14条休業補償費中、休業3日までの休日の補償金は、すべて乙が負担しなければならない。 (2)労働者災害補償保険法第19条に抵触したときは、すべて乙が責を負わなければならない。
物価の変動に基づく 請負代金の変更	第17条	甲または乙は、工期内に賃金・物価の著しい変動、その他予期することのできない特別の事情により、請負代金が著しく不適当となったときは相手方に対して書面をもって請負代金額又は工事内容の変更を求めることができる。
天災その他不可抗力による 損害	第18条	(1)天災その他不可抗力によって、甲乙いずれにもその責を帰することのできない事由によって、工事の出来高部分、工事現場搬入工事材料又は建設機械器具について損害が生じたときは、乙は事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知し、対応は甲乙協議の上決定する。 (2)前項の損害について、甲乙が協議して重大なものと認め、かつ乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、甲が損害を負担する。 (3)甲が損害を負担する場合において、保険その他損害を補填するもの(残存価格がある場合にはその評価額)があるときは、その額を損害額から控除する。
紛争の解決	第19条	本契約に関し、甲乙間に紛争が生じたときは、まず甲乙間でその解決にあたるものとし、甲乙間で解決に至らなかった場合には、大阪地方の裁判所に訴えを提起することによって解決を図ることができる。

第 3 章 資 材

検査・品質 所有権 保管責任 数量変更	第 2 0 条 乙が納入する目的物は個別契約で定めた仕様書に合致しているか否かの検査に合格したものでなければならない。 第 2 1 条 納入した目的物の内、第 2 0 条の検査完了時に乙から甲へ移転するものとする。 第 2 2 条 乙が納入した目的物のうち検収書を交付していない物は、乙に於いて保管しなければならない。 第 2 3 条 (1) 甲は乙が同意した場合に限り、目的物の数量を変更することができる。 (2) この場合添付の内訳明細書によって甲乙協議の上、減額精算する。 (3) 第 1 項により乙に損害が発生した場合、甲がその損害を負担しなければならない。
支払条件 諸掛費 契約不適合	第 2 4 条 納入及び検査目的の認定した額を個別契約に定めた日までに支払う。 第 2 5 条 乙は目的物を指定する場所までの全ての諸掛費を負担し、納入しなければならない。 第 2 6 条 (1) 甲は、引き渡された目的物が種類又は品質や数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。 その履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りではない。 (2) 前項により、甲が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がない場合は、甲の責に帰する事由に起因する場合を除き、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求する。 (3) 第 1 項により、甲又は第三者が被った損害については、甲の責に帰する事由に起因する場合を除き、乙はその損害を賠償しなければならない。
契約及び賠償	第 2 7 条 乙は本契約に違反し、またその他の事由により目的物を完納する見込がないことが明らかなき場合は催告を要せず、直ちに契約を解除する。又これにより生じた甲の損害も乙が負担しなければならない。

第 4 章 商 品

契約の成立	第 2 8 条 (1) 甲乙間の商品に関する本契約は甲の申込に対し、乙が承諾したときに成立するものとする。 (2) 乙の承諾については、請負書の提出や注文書受領後 7 日以内に何らかの返答がない場合、本契約は成立したものとみなす。
代金額及び 支払方法	第 2 9 条 商品の代金は、別紙注文書及び見積書記載の金額とし、支払方法は別紙注文書記載のとおりとする。
引渡方法	第 3 0 条 乙は、別紙注文書に記載された納期に注文書に記載された引渡場所に商品を持参、発送するものとする。
所有者の移転時期	第 3 1 条 商品の所有権は、同商品の代金全額の決済が完了した時点をもって、乙から甲に移転するものとする。
引き渡し後の 滅失毀損等	第 3 2 条 商品の引渡後に生じた同商品の滅失、毀損、減量、変質その他一切の損害は、甲の負担とする。 但し、乙の責に帰すべき事由によって生じた損害については乙の負担とする。
不可抗力	第 3 3 条 輸送機関の事故等の不可抗力、その他乙の責に基づかない事由により本契約の全部又は一部について、履行の遅延又は引渡の不能を生じた場合には、双方は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。
製造物責任	第 3 4 条 商品の欠陥によって第三者に損害を与えたことにより、甲に損害が生じた場合には乙はその損害を賠償するものとする。
契約解除	第 3 5 条 双方は、相手方に次の各号に該当する事由が 1 つでも生じた場合には、何らの通知又は催告なく本契約を解除することができる。 (1) 甲が乙に対する代金支払債務その他一切の責務又は本契約以外の債務につき支払義務を怠ったとき (2) 監督官庁より営業停止、営業免許又は営業登録の取消処分を受けたとき (3) その財産について仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、滞納処分を受けたとき (4) 破産手続開始、民事再生手続開始等の倒産手続の申立てがあったとき (5) 手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき (6) 支払停止又は支払不能の事由を生じたとき (7) 解散の決議(法令による解散を含む)をしたとき (8) その他信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第 5 章 一般的事項

反社会的勢力 との取引排除	第 3 6 条 (1) 双方及び双方の役員は、過去及び将来にわたって次の各号に定める事項を表明し保証するものとする。 ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又は暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下総称して反社会的勢力という)でないこと又、過去に反社会的勢力であった事実がなかったこと。 ② 反社会的勢力を利用しないこと。 ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給する等反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと。 ④ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。 ⑤ 自ら又は第三者を利用して双方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫言辭を用いず、不当要求を行わず、双方の名誉や信用を毀損せず又、偽計又は威力を用いて双方の業務を妨害しないこと。 ⑥ 双方と資本関係にある会社(会社法の定義による親会社ないし子会社)及び双方の本契約及び個別契約の履行に際して、資材を調達する第三者及び委託を行う第三者についても本項第 1 号から第 5 号に至る事実が認められないこと。 (2) 双方は、前項を確認することを目的として双方が行う調査に協力するものとする。 (3) 双方は、前第 1 項に違背し、又は違背のおそれがあることが判明した場合には、直ちに双方にその旨通知を行うものとする。 (4) 双方は、相手方が本条の一つに抵触した場合、直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができ、催告その他何等の手続なくして本契約及び個別契約に基づく一切の債務の履行につき期限の利益を喪失し、直ちに残債務金額を一括現金によって相手方に支払いをなすものとする。また、同時に双方の本条の一つの違背によって相手方に生じる一切の損害の賠償を行うものとし、これに対して、双方の本条項による解除によって相手方に生じる損害については双方はこれを一切賠償しないものとする。
契約期間	第 3 7 条 本契約の契約期間は、2 0 2 3 年 3 月 1 日からとする。 但し、期間満了の 3 ヶ月前までに甲乙いずれからも契約の更新について別段の意思表示がない場合は、本契約はさらに 1 年間継続するものとし以後この例による。
協議	第 3 8 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義を生じたときは、甲乙互いに誠意をもって協議のうえ解決する。